

2023年10月から導入される、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、Q&A方式で、売上先に対して・登録等、支払先に対して、事務処理ほか、を順に説明します。なお、今国会で成立予定の2023年度税制改正の内容を含んでおります。

● インボイスQ&A（売上先に対して・登録等）

■ 課税事業者の方・・・

以前から消費税の申告納税をしていましたが、登録は必要ですか？

課税期間の15日前までに、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。なお、関与先様はすでに提出を完了しております。

■ 免税事業者の方・・・

登録する必要はありますか？

売上先が一般消費者の場合は、影響がないため、登録は不要と思われます。売上先が事業者の場合は、取引条件が見直される可能性がありますので、登録の検討をすべきです。

免税事業者が登録する場合、いつまでに申請書を提出しなければなりませんか？

2029年9月30日までは、登録希望日の15日前までに申請書を提出すればよく、課税期間の途中から登録することができます。

免税事業者を継続する場合、消費税相当額の請求はできますか？

消費税相当額の請求は禁止されていません。例えば、仕入値990円を、売値1,100円から1,000円にしたのでは、利益が大幅に減少するからです。ただし、売上先の税負担が増えるので、価格交渉など取引条件が見直される可能性があります。

納付税額の「簡易課税」と「2割特例」について教えてください。

簡易課税は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に、業種により課税売上高の1～6%を納税額とする制度で、申告の手間も軽減されます。

また、免税事業者が登録した場合、2026年9月30日までは、業種に関わらず課税売上高の2%を納税額とする、2割特例も選択することができます。

個人事業者が登録した場合の、所得税と消費税の申告について教えてください。

個人事業で納付すべき所得税がゼロの場合は、確定申告は義務ではありません。ただし登録した場合は、消費税申告は必須となりますので、たとえ税額ゼロであっても、所得税の申告をするのが望ましいと思われます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。